

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成18年10月1日に旧八女市と上陽町との合併を行い、その後、平成22年2月1日に、旧八女市と黒木町、立花町、矢部村、星野村との合併を経て、現在の八女市が誕生した。合併後の平成22年10月1日現在の国勢調査人口においては、69,057人で、平成27年10月1日現在の同調査人口で、64,408人となり、5年間で4,649人減少しており、この傾向は今後も続くものと思われる。一方、年齢3区分別（0～14歳、15歳～64歳、65歳以上）における人口構造では、高齢化が如実に現れており、65歳以上の高齢化人口の割合が、平成27年の国勢調査においては、33.4%と国や県平均を大きく上回っている。産業構造別就業人口の割合は、平成27年10月現在で、1次産業20%、2次産業21.9%、3次産業55.7%、その他分類不能な産業2.4%となっている。なお、中小企業者の実態は、平成26年12月末現在で製造業が183事業所、卸・小売業については、同年7月1日現在で680事業所となっている。また、本市には九州自動車道の八女インターチェンジに近いことからアクセスの良い4つの工業団地を拠点とした企業誘致を展開し、食品加工業を中心に企業立地を進めてきた。このほか、本市は昔から「手仕事・職人の町」として栄えていたことで、国指定の伝統的工芸品の「八女福島仏壇」や「八女提灯」をはじめ、県指定の特産民芸品の「八女石灯ろう」や「八女手すき和紙」、「八女矢」、「八女和こま」、「八女竹細工」、「八女すだれ」などを製造をする事業所が点在している。しかしながら、時代の流れに伴って生活様式等が変化し、これらの産業を取り巻く経営環境は、年々厳しい状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して機器設備等導入支援交付金をはじめ、ものづくり推進事業補助金や新事業展開補助金による支援策を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

今後においては、国全体としても人口が減少する中、労働力人口の確保が課題とされている。本市においても人口減少が今後も加速することが大きな課題であることから、本市においては、定住・移住を柱とした支援策が重要と位置付けている。このため、住居をはじめ、子育てや教育を中心とした支援に力を入れる一方で、仕事面に関しては、平成26年2月に産業競争力強化法の一部改正に伴い、

本市においても平成27年5月に「創業支援事業計画書」を作成し、平成27年5月20日付で国の認定を受けて、認定連携創業支援事業者である八女商工会議所ならびに八女市商工会と連携を図りながら、市内での創業支援に向けて力を注いでいる。これに加えて、本市においても今後3年間で市内中小企業の設備投資に対する集中投資期間と位置付けて、先端設備等導入後の3年間は、固定資産税を免除すること等で、事業所等の支援を行うものとする。この支援により、計画期間中に、年間20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市においては、今後も引き続き人口が減少する傾向にあることから、人材の確保と労働の省力化や効率化などが求められている。今後は、人口減少等を要因とした労働力不足等が背景にあることから国が推進する「生産性向上特別措置法」の指針に沿った労働生産性の向上を推進することが極めて重要である。このため、その具体的な目標として、本市域内の事業者が本計画の期間内に先端設備等の導入を積極的に行うことを基本目標に掲げて、労働生産性の向上を図ることで人材不足や労働力不足を補うことができるように先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定める労働生産性をいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市では、製造業だけでなく、建設業や卸・小売業、サービス業等、多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定めるすべての先端設備等を本計画では対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、平成18年10月1日に旧八女市と上陽町との合併を行い、その後、平成22年2月1日に、旧八女市と黒木町、立花町、矢部村、星野村との合併を経て、現在の八女市が誕生した。これらの合併により、本市の産業は広範囲に立地していることから本計画において対象とする区域は、八女市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据え

た連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成33年3月31日までとする。

なお、計画期間を3年以内とする理由は、租税特別措置法において、平成33年3月31日までを適用期間と定めていることから同法律にあわせた計画期間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の計画期間は、業種及び事業によって異なるため、計画期間は3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①先端設備等導入計画の申請にあたっては、雇用の安定に向けて可能な限り配慮すると共に、単に人員削減等を目的として先端設備等の導入を実施することのないように事業者が心がけること。

なお、計画内容において、人員削減等が目的と認められる場合は、市として認定の対象から除外するものとする。

②先端設備等導入計画の申請にあたっては、健全な地域経済の発展に配慮すること。

なお、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる場合は、市として認定の対象から除外するものとする。

③先端設備等導入計画の認定を受けた者は、当該計画の進捗状況について、市が調査を実施する場合、可能な限り協力するものとする。